

「情報セキュリティ普及啓発のための映像制作業務」に関する Q&A

最終更新日 2020 年 10 月 30 日

独立行政法人情報処理推進機構

【Q1】	公募要領 20 頁 仕様書(1) 5.実施体制等 (1) 及び 27 頁 仕様書(2) 5.実施体制 (1) 「業務進行において、IPA との連絡、調整に当たる者は正副あわせて 2 名以上とすること。」とあるが、この 2 名以上はいずれも IPA と契約を結ぶ請負会社の職員である必要があるか。協力会社でも良いか。
【A1】	協力会社 (契約書第 2 条第 2 項に定める「再請負先」) の職員が体制に含まれていてもよい。 なお、本契約上の責任は IPA と契約を結ぶ請負先に問うこととなる。(契約書第 2 条第 3 項)

【Q2】	提案書において提案会社の社名は匿名にするべきか。
【A2】	提案書において提案会社の社名を匿名にする必要はない。提案書の表紙に提案会社の会社名の記載がある方が書類の管理上望ましい。なお、提案書での実施体制の説明においては、実施に関わる全ての会社について具体的な社名を記載すること。

【Q3】	仕様書(2)「中小企業における情報セキュリティ規程の作り方」において、 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン「第 2 部 4 章 本格的に取り組む」(P22 以降)を取り上げて制作するとあるが、取り上げるのは「第 2 部 4 章(P22～P29 まで)」のみで「第 2 部 5 章 より強固にするための方策(P30 以降)」は盛り込まなくてよいと解釈して良いか。
【A3】	中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの第 2 部 5 章は映像に盛り込む必要はない。

【Q4】	公募要領 4-5 頁 5. 審査方法等 1つの仕様書に対して複数の案を提案した場合には、審査では一案ごと別々に評価を行うのか。それとも複数の提案については、まとめて評価をするのか。
【A4】	1つの仕様書に対して複数の案が提案された場合には、審査では一案ごと別々に評価を行なう。